

国立大学法人大分大学長の選考に関する規程

平成27年4月20日制定 全部改正
平成27年規程第31号

国立大学法人大分大学長の選考に関する規程（平成17年規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学学長選考・監察会議規則（平成16年規則第10号。以下「規則」という。）第7条の規定により、国立大学法人大分大学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（選考の時期）

第2条 学長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- （1） 学長の任期が満了するとき。
- （2） 学長が辞任を申し出たとき。
- （3） 学長が欠員となったとき。
- （4） 学長が解任されたとき。

2 国立大学法人大分大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、前項第1号の規定に該当するときは任期満了の2か月前までに終了するように、また、同項第2号から第4号までの規定の一に該当するときは速やかに学長候補者の選考に係る日程を決定し、公示しなければならない。

（学長候補者の選考基準）

第3条 学長選考・監察会議は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が別に定める基準により、学長候補者を選考する。

2 学長選考・監察会議は、前項に定める基準を公示しなければならない。

（学長候補者の推薦）

第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者を選考するため、次の各号に掲げるものに推薦を求める。

- （1） 経営協議会
- （2） 教育研究評議会
- （3） 理事及び国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）の適用を受ける者のうち、次の表に掲げるもの

職 種	職 名 等	
教 育 職 員	大 学 教 員 (民間企業等の出向 職員を除く。)	教 授
		准教授
		講 師
		助 教
		助 手
	附属学校教員	教頭相当以上の職
事 務 職 員	副課長相当以上の職	
図書系事務職員	副課長相当以上の職	
施設系技術職員	副課長相当以上の職	
教室系技術職員	技術専門員	
医療系技術職員	薬剤師	副薬剤部長
	栄養士	栄養管理室長
	医療技術部長	

	副医療技術部長
看護系技術職員	看護師長以上の職
リサーチ・アドミニスト レーター	総括U R A U R A

- 2 前項第1号及び第2号に規定するものからの推薦は、各5人以内とする。
- 3 第1項第3号に規定する者からの推薦は、20人の連署により行う。この場合、1人が複数人を推薦することはできない。
- 4 前二項の推薦は、様式第1号により行うものとする。

(所信表明書等)

- 第5条 学長選考・監察会議は、前条第2項及び第3項の規定により推薦された候補者（以下「選考候補者」という。）に略歴調書（様式第2号）及び所信表明書（様式第3号）の提出を求める。
- 2 選考候補者は、略歴調書及び所信表明書を、速やかに学長選考・監察会議に提出しなければならない。

(選考候補者の公示)

- 第6条 学長選考・監察会議は、学長候補者推薦書、選考候補者の略歴調書及び所信表明書を公示するものとする。

(書類選考)

- 第7条 学長選考・監察会議は、選考候補者が5人を超えたときは、学長候補者推薦書、略歴調書、所信表明書（以下「選考資料」という。）に基づき書類選考を実施し、5人以内の選考候補者を決定する。
- 2 前項の規定による選考候補者の選考の結果については、公示するものとする。

(面接等による選考)

- 第8条 学長選考・監察会議は、選考候補者によるプレゼンテーション及び選考候補者への面接を実施し、その結果及び選考資料に基づき、学長候補者を選考する。
- 2 前項の学長候補者の選考は、合議により行う。ただし、合議により学長候補者を決定できなかったときは学長選考・監察会議の委員（議長を除く。）による単記無記名投票を行い、有効投票の3分の2以上を得た者を学長候補者として決定する。
 - 3 前項ただし書の投票において、有効投票の3分の2以上を得た者がいないときは、得票多数の者上位2人について、再度、学長選考・監察会議の委員（議長を除く。）による単記無記名投票を行い、有効投票の過半数を得た者を学長候補者として決定する。ただし、有効投票が同数のときは、議長が学長候補者を決定する。

(学長候補者の決定)

- 第9条 学長選考・監察会議は、前条の規定により決定した学長候補者に対して就任の申入れを行う。
- 2 学長選考・監察会議は、就任の承諾が得られなかったときは、前条の規定により他の学長候補者を選考するものとする。

(学長候補者選考結果の公表)

- 第10条 学長選考・監察会議は、学長候補者を選考したときは、遅滞なく学長又はその職務代行者に報告するとともに、様式第4号により選考の結果、選考の理由及び選考の過程を公表するものとする。

(その他)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月20日から施行する。
- 2 この規程による、改正後の国立大学法人大分大学長の選考に関する規程の規定は、平成27年4月1日以降最初に実施する学長選考から適用する。
- 3 国立大学法人大分大学長の選考に関する実施細則（平成17年細則第2号）は、廃止する。

附 則（平成29年規程第50号）

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則（平成31年規程第2号）

この規程は、平成31年2月26日から施行する。

附 則（令和3年規程第50号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第100号）

この規程は、令和4年12月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

経営協議会議長
教育研究評議会議長
推薦代表者

（自 署）

学長候補者の推薦について

国立大学法人大分大学長の選考に関する規程（平成27年規程第31号）第4条の規定により、下記の者を別添学長候補者推薦書のとおり推薦します。

記

学長候補者推薦書

(ふりがな) 氏名 (年齢)	(歳)
現 職 (又 は 最 終 職 名)	
推薦理由	

(推薦候補者氏名) 推薦人名簿

[illegible]

略 歴 調 書

年 月 日

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)
最 終 学 歴			
専 門 分 野			
学 位 称 号			
学 歴			
年 月		事 項	
職 歴			
年 月		事 項	
所 属 学 会			
学会及び社会における活動			
免 許・資格等			
賞 罰			
そ の 他 参 考 と な る 事 項			

(教育に関する業績)

(研究に関する業績)

(経営・管理運営に関する業績)

(その他（国際交流，地域貢献等）の業績)

所 信 表 明 書

氏 名

(大学運営に関する構想)

(教育に関すること)

(研究に関すること)

(管理運営に関すること)

(地域貢献に関すること)

(その他)

国立大学法人大分大学次期学長候補者の決定について

国立大学法人大分大学長の選考に関する規程（平成27年規程第31号）第9条の規定により、下記のとおり次期学長候補者を決定したので、同規程第10条の規定により公表します。

年 月 日

国立大学法人大分大学学長選考・監察会議
議長

記

1 氏 名

2 任 期 年 月 日～ 年 月 日

3 選考の理由

4 選考の過程